

# 日本の温泉地と入れ墨(タトゥー)は共存できるか ～城崎温泉の例に着目して～

研究代表者：平松 真輝

共同研究者：川村 凌太郎・浅田 柊哉・布村 彩乃

第1章 研究の背景と目的

第2章 入れ墨とタトゥーの温泉地における現状

第3章 研究対象について

第4章 城崎温泉はなぜ入れ墨・タトゥーのある人に対して寛容なのか

第5章 結論

第6章 城崎温泉が抱える課題

## 第1章 研究の目的と背景

本研究の目的は、近年増加傾向にある訪日外国人から着実な人気を得つつある温泉地における問題、主に「温泉地の、訪日外国人の中に少なくない入れ墨(タトゥー)がある人への対応」を取り上げて調査し、日本の温泉地が、国際化と自国の文化の狭間で入れ墨に対してどのような措置を取っていくべきか探ることである。

このような問題が発生する温泉や銭湯は、日本人にとっても馴染みの深い場であり、古くから入浴のために利用されてきた。ただし、銭湯と違って温泉は、入浴の他に療養や旅行を目的に利用されることが多い。したがって、本研究では訪日外国人の入れ墨と入浴との関係を調査するため、温泉に特化して取り上げる。

はじめにも述べたように、近年日本に訪れる外国人観光客の数は増加の傾向にあり、昨年2018年には、訪日外国人旅行者数は3,119万人と、過去最高を記録した。また、国土交通省の訪日外国人消費動向調査(2017)では、「訪日前に期待したこと」が集計されているがその中でも「温泉入浴」は、「日本食を食べること」「ショッピングをすること」「繁華街の街歩き」「自然・景観地観光」という項目に次いで挙げられている。しかし、このような訪日外国人からの温泉の人気上昇は、単に収入源の拡大や温泉観光地の活性化といった利点だけでなく、問題も発生している。それは、「日本の温泉地の半数以上が、入れ墨のある人の入浴を禁止しているため、ファッションや宗教上の理由により入れ墨(タトゥー)を入れている外国人観光客の入浴も制限される」という問題である。

そもそも何故日本では入れ墨(タトゥー)のある人の入浴が禁止されているのか。入れ墨とは、皮膚を傷つけて肌に文字や絵画などをほりつけることであり、先史時代から世界各地で行われてきた風習である。また、身体装飾だけでなく地位や自己の所属集団、罪人の印など、さまざまな意味を象徴的に表す行いとされてきた。現代の日本では、暴力団(反社会的勢力)など反社会的なイメージが強い入れ墨であるが、実は日本においても入れ墨の歴史は古く、縄文・弥生時代にも行われていたことを想起させる土器、土偶が発見されている。このような入れ墨の文化に対して暗いイメージが付きまとうようになったのは、入れ墨が

「入れ墨刑」などにより罪人の象徴として用いられるようになった江戸時代からである。そして、現代においても暴力団（反社会的勢力）の関係者に用いられることが多かったため、入れ墨は恐怖や嫌悪の対象としての印象を持つものへと変化してしまった。

「入れ墨（タトゥー）の方のご利用はお断り」という風習は、日本の温泉地に根付いており、温泉地で、入れ墨（タトゥー）のある外国人が入浴を拒否される例はしばしば聞かれるようになった。このような問題に対して、我々は入れ墨（タトゥー）に対して寛容になるという解決策を取ることができる。しかし、そのような解決策からは、お洒落や伝統のために入れ墨（タトゥー）を入れている訪日外国人と、自らの権威や所属などを示すために入れ墨（タトゥー）を入れている暴力団（反社会的勢力）の入浴も許可してしまうのではないかとといった問題も考えられる。

以上に挙げたような問題を踏まえ、温泉観光地における訪日外国人への対応や取り組みの実態を調査し、経営面や観光地の活気といったメリットと、異文化の衝突といったデメリットの狭間で、どのような措置が適切であるか考える。

第2章では、入れ墨（タトゥー）を入れている人と、温泉地との間で具体的に発生している問題について触れ、日本の温泉地における入れ墨（タトゥー）の位置づけについて述べる。第3章では第2章で触れた現状に対して特異的な例である城崎温泉について取り上げ、第4章で調査した内容についてまとめる。第5章では取り上げた例が他の問題が発生している例に活用できないか分析し、第6章では城崎温泉が抱える問題についても触れる。

## 第2章 入れ墨とタトゥーの温泉地における現状

入れ墨やタトゥーのある人の入浴を制限することで、実際どのような問題が発生しているのか。第1章でも述べたように、「入れ墨・タトゥーの方のご利用はお断り」という風習は日本に根付いており、そのような制限のある温泉や温泉付近の旅館では、タトゥーのある外国人観光客との間で、「何でだめなの」といった押し問答が時に見られるようである。

また、問題が発生してから「入れ墨・タトゥーの方のご利用はお断り」に変化した事例もある。年間約35万人が利用し、その1割が東南アジアや欧米からの外国人であるという山梨県山中湖村の「赤富士の湯」では、タトゥーのある客の入浴を許可していた。しかし、暴力団関係と思われる客が増えたために家族連れの客足が遠のいてしまい、地元の警察の指導の下、「赤富士の湯」は結果的に「タトゥー客入浴禁止」に踏み切った。

大分県別府市では、大分県が2019年ラグビーワールドカップ(W杯)開催地の一つであることを踏まえ、地獄巡りで知名度の高い別府温泉にも多くの外国人観光客の訪問が見込まれることを予想し、入れ墨（タトゥー）があっても入浴が可能な市内100施設を示す地図を作成し、インターネットで公開を始めた。他にも、別府市は、市の外郭団体「B-biz LINK」（ビービズリンク）の業務委託を通じた外国人向けの温泉マップの制作や、外国人向けの温泉紹介サイト「ENJOY ONSEN」への掲載を通じて、入れ墨（タトゥー）があっても入れる温泉や入浴マナーなどを紹介している。

また、別府市内111軒の温泉施設が加盟する「別府市旅館ホテル組合連合会」は、入れ墨（タトゥー）がある外国人の入浴可否を問うアンケート調査を実施することで、加盟施設のこれまでの対応や入れ墨（タトゥー）への考え方などを把握することで、受け入れの可能性を探ろうとしている。<sup>i</sup>

このように、入れ墨（タトゥー）に対して温泉地各々が様々な措置・対策を取っており、多くの温泉地が、「入れ墨（タトゥー）のある人の入浴を制限した上での解決策」を模索しているように窺える。

一方で、入れ墨（タトゥー）のある訪日外国人への対応に困る温泉地が多い中、対策せずとも入れ墨（タトゥー）に対して寛容で、トラブルなく訪日外国人と日本人が共存できている事例として、城崎温泉が挙げられる。本稿ではこの事例に着目し、城崎温泉を研究対象にした調査結果を述べる。

### 第3章 研究対象について

城崎温泉は平安時代以前から知られる兵庫県豊岡市城崎町にある温泉である。他の温泉地にはあまり例の無い独特な外湯文化が根付いており、7つの外湯（一の湯・御所の湯・まんだらの湯・さとの湯・柳湯・地蔵湯・鴻の湯）で構成される温泉地である。日本人にとっても古くから愛されている温泉であるが、城崎温泉は訪日外国人からの人気も高く、外国人温泉地ランキングトップ10の第6位を獲得している。<sup>ii</sup>

また、城崎温泉には80ほどの宿泊施設があり、無料で入ることのできる足湯や、様々なお土産屋や飲食店などが多く軒を構えており、「駅は玄関、道は廊下、お宿はお部屋、お土産屋は売店」という標語の下、街全体が「城崎温泉」という大きな一つの観光媒体として存在している。

城崎温泉では、豊岡市が中心になって、海外メディアへの掲載や、ロンドンやフランスでの旅行博への出店など、積極的に訪日観光客の呼び込みを行っていることもあり、城崎の外国人観光客は、2011年1,118人、2012年4,732人、2013年13,877人、2015年6月までで12,018人（1年間で倍として24,000人）と急増している。<sup>iii</sup>

古くから歴史のある城崎温泉であるが、城崎温泉を含む豊岡市は2005年、兵庫県の北東部に位置する1市5町（豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町）が合併してできたまちである。<sup>iv</sup> 豊岡市役所には、温泉課温泉管理係という部署が存在し、湯島財産区の管理・運営や源泉の配湯、温泉浴場（外湯7湯）の管理を行っている。

城崎温泉では現在、入れ墨（タトゥー）に対して特に制限を設けられていない。しかし、このような訪日外国人の急増は、城崎温泉で入れ墨（タトゥー）に関する問題や入浴のマナー違反などの諸問題を引き起こすことは無いのだろうか。

### 第4章 城崎温泉はなぜ入れ墨（タトゥー）のある人に対して寛容なのか

第3章で述べたように、城崎温泉では入れ墨（タトゥー）のある人を制限する動きは見られない。訪日外国人が急増しているにも関わらず、なぜ城崎温泉は入れ墨（タトゥー）に対しても寛容な姿勢を取ることができるのだろうか。我々は城崎温泉観光協会の職員1名と、豊岡市温泉課温泉管理係の職員2名にアポイントメントを取り、インタビューすることができた。その結果、城崎温泉がなぜ入れ墨（タトゥー）のある人に対して寛容なのかについて以下の3点の理由が挙げられると考える。

1つ目は独特な外湯文化による、特殊な共同意識である。城崎温泉は第3章で述べたように、「駅は玄関、道は廊下、お宿はお部屋、お土産屋は売店」といった街全体を1つの観光媒体とする意識を持っている。そのため、「駅を玄関」として広く門を開いており、城崎温

泉全体で、どのような客でも受け入れているという印象を受けた。

2つ目は団体客が少なく、家族連れなど個人的な旅行で訪れる、訪日外国人の中でも日本文化やマナーについて知識を持っている客が多いためである。我々が滞在した中でも、団体客の姿は無く、日本人にも外国人にも家族単位での旅行者が多いように見受けられた。それは、城崎温泉自体のキャパシティが小さく、ツアーや団体の受け入れが難しいためである。例えば、伝統的な木造3階建て旅館が軒を並べる城崎温泉街（同市城崎町）の景観を守るため豊岡市が独自の審査基準を設けた景観条例<sup>v</sup>により、旅館は木造3階建てまでであり、団体客で来られても1つの宿泊施設での受け入れができないことや、城崎温泉駅付近のロータリーが狭く、大型バスが長時間停車できるようなスペースがないことが理由に挙げられる。また、中国など外国の大型連休と日本の大型連休が被らないため、シーズンによって訪れる客層が異なり、日本人と訪日外国人との旅行が基本的に被らないことで、トラブルが起らない仕組みが自然に出来ているようである。

3つ目は、城崎温泉は地元との縁が深く、観光地目的で作られた温泉地ではないためである。城崎温泉は昔から地元民が多く利用している温泉地であり、日露戦争時には負傷兵の受け入れを行ったためか、地元民の、外部の人への抵抗感が少ない。また、入れ墨（タトゥー）問題に関しても、40～50年前に暴力団の追放運動を行ったこともあり、暴力団によるトラブルは特に聞かないという現状である。そして、豊岡市温泉課温泉管理係の職員の方は、入れ墨（タトゥー）問題は当事者同士の揉め事であり、発生したとしても外部の者が口を挟むことではないという意見であった。

以上の3点から、城崎温泉は入れ墨（タトゥー）に対して制限を設けることがなく、そもそも他の温泉地と比較し入れ墨（タトゥー）について特に問題視していない様子が窺えた。

## 第5章 結論

第4章では城崎温泉には独自の文化があり、城崎温泉の特徴や地元との深い繋がりが、入れ墨（タトゥー）に対して寛容にさせていると述べた。そこで、極めて特殊ではあるが、この城崎温泉の事例を他の温泉に活かさないか本章では考えたい。第2章でも述べたように、現在多くの温泉地が、「入れ墨（タトゥー）のある人の入浴を制限した上での解決策」を模索している。訪日外国人の団体客を受け入れているような温泉地において、団体客の受け入れを廃止することは難しいが、ツアー内容に日本文化の知識やマナーについて解説する場を設けたり、可能であれば訪日外国人向けのツアーを開催や入れ墨（タトゥー）のある人でも入浴できる日程を設けたりすることで、未然にトラブルを防ぐことができると考える。また、暴力団の入浴禁止を理由に入れ墨（タトゥー）のある人の入浴を制限している温泉地は、訪日外国人に向けて温泉地をPRする前に、暴力団の取り締まりを強化することが先決である。

最後に、入れ墨（タトゥー）の捉え方は、「日本では暴力団の象徴」、「外国においてはファッションまたは宗教」と、明らかな意識のズレがあるため、グローバル化が進む中で、将来的に意識のズレを擦り合わせていかなければならないと私は考える。

## 第6章 城崎温泉が抱える課題

本章では、豊岡市温泉課温泉管理係の職員のインタビューから明らかになった、現在城崎温泉が抱える問題について述べる。

城崎温泉は、年々訪日観光客数が急激に増加する中で、旅館やお土産屋の後継者問題が発生している。職員の話によると豊岡市は進学と共に若年人口が流出しているものの、Uターン就職（地元に戻っての就職）や転職をする若者は多くはないようである。そのため、老舗の旅館やお土産屋は店を畳むことになり、空き家の増加や人手不足という課題を抱えている。人手不足を解決するため、城崎温泉では外国人労働者の呼び込みを行っており、今や外国人労働者無しでは営業が成り立たない施設も存在するようだ。したがって、城崎温泉は将来的に新たな変貌を遂げる可能性があると言えそうだ。

### 〈謝辞〉

今回の調査を進めるに当たり、城崎温泉観光協会の職員1名と、豊岡市温泉課温泉管理係の職員2名から多大なご協力を頂きました。厚く御礼を申し上げ、感謝する次第です。

### 脚注

- i FNNPRIME 2019年2月12日
- ii 2019年12月30日 RETRIP調べ
- iii NPO法人ツーリズム研究機構設立記念シンポ NPO法人スマート観光推進機構による講演要旨 2015年7月17日
- iv 豊岡市役所 サイト  
<https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/shinoshokai/1004513/1002323.html>
- v 参経WEST 2014年6月4日